

市町村自殺対策計画の策定等について

【要旨】

平成 28 年 4 月施行の改正自殺対策基本法により市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられたところですが、総合的な自殺対策の推進のため、市町村長等行政トップが責任者として関わる形での庁内横断的な推進体制を整備した上で、平成 30 年度までの計画策定に向けて取組を進めていただくようお願いします。

1 改正自殺対策基本法について

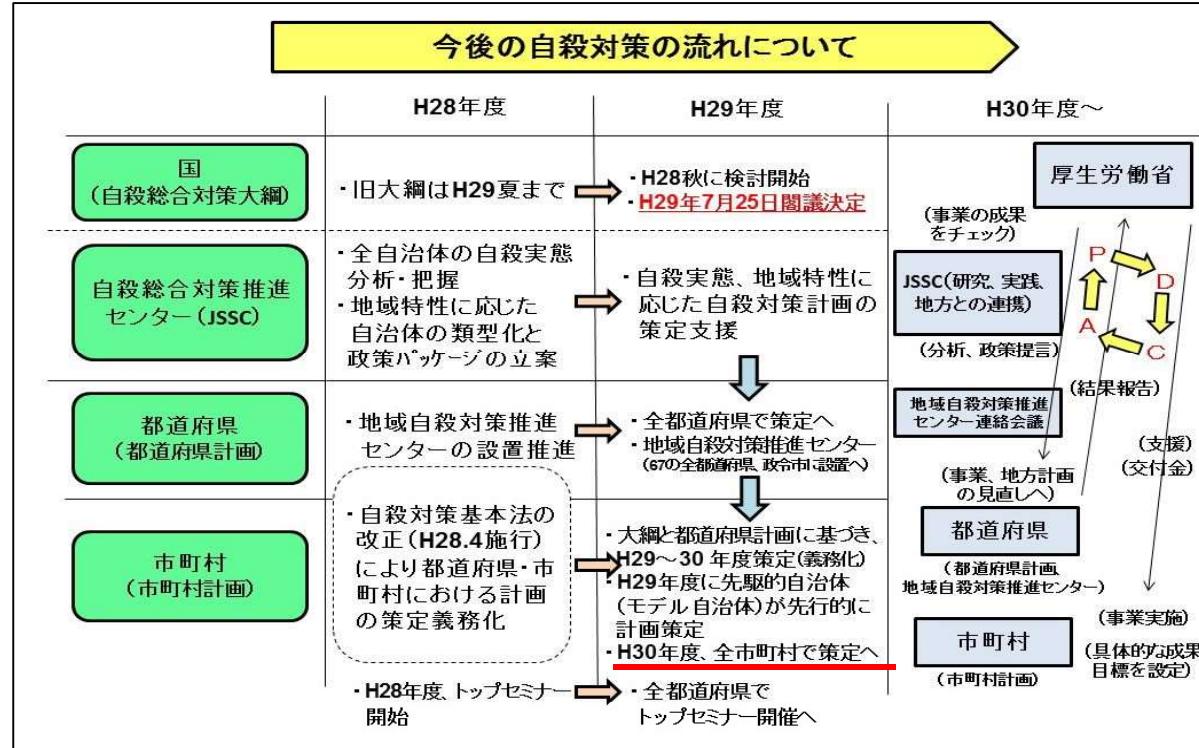
地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策への転換を目的とした改正自殺対策基本法（平成 28 年 4 月 1 日施行）により、市町村には自殺対策計画の策定が義務付けられており、平成 30 年度までに計画を策定することとされている。

【主な改正点】

- 基本理念

自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有することを踏まえ、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策と有機的に連携して総合的に実施することが基本理念とされた。
- 地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策への転換
 - ・自治体（都道府県及び市町村）に対し、新たに自殺対策計画の策定を義務付け
 - ・計画に基づき自治体が実施する事業に対し、国は交付金を交付（地域自殺対策強化交付金）

今後の自殺対策の流れについて

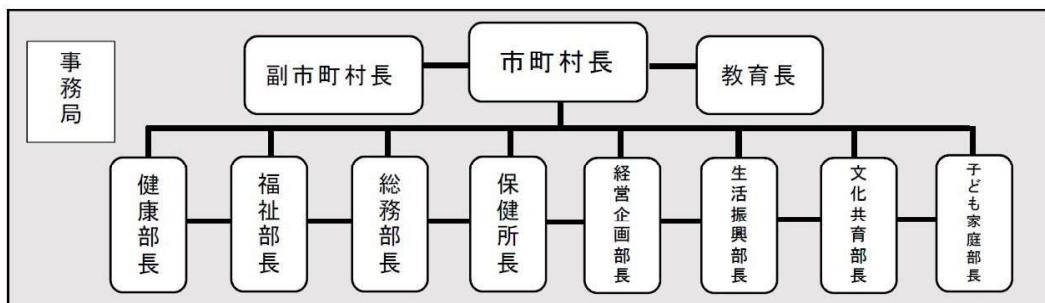


2 民間対策計画の策定について

総合的な民間対策を推進していくためには、民間対策の担当部局だけで進めるのではなく、行政トップ（市町村長又は副市町村長）のリーダーシップのもと、計画策定の段階から関係部局にも幅広く参画を得ることが重要である。

国では、「市町村民間対策計画策定の手引」（平成 29 年 11 月 30 日厚生労働省社会・援護局長通知）において、行政トップが責任者として関わる形での庁内横断的な推進体制を整備した上で、計画を策定することを求めている。

(参考) 庁内横断的な体制の一例



出典: 厚生労働省「市町村民間対策計画策定の手引」

3 市町村計画策定に向けた県による支援

(1) 民間対策トップセミナーの開催（平成 29 年 5 月 29 日開催）

〔対象者〕 市町村長及び副市町村長、民間対策推進協議会構成機関・団体の長、保健所長 等
(参加者 119 名。うち市町村長 4 名、副市町村長 13 名)

(2) 市町村等計画策定担当者向け研修会の実施

(3) 市町村計画策定モデル事業への支援 [H29 実施市町村 : 矢巾町]

(4) 国と連携した民間統計等の提供

〔提供資料等〕

- ・地域民間実態プロファイル（各種民間統計データから市町村ごとの地域特性を分析）
- ・地域民間対策政策パッケージ（地域特性ごとのきめ細やかな民間対策を提示）

(5) 個別の専門的・技術的支援【精神保健福祉センター等】

〔支援内容〕

- ・各圏域の民間対策推進協議会、実務者のネットワーク会議等での説明・研修
- ・市町村の要請に基づく個別の支援（職員や管理職への研修 等）

(6) 次期岩手県民間対策アクションプランに関する情報共有【障がい保健福祉課】

(7) 地域民間対策アクションプラン策定過程での市町村計画との調整【各保健所】

次期岩手県民間対策アクションプランの策定について ((6)、(7) 関係)

- ・現行の「岩手県民間対策アクションプラン」（以下「県プラン」という。）は、計画期間が平成 30 年度までであることから、県でも平成 30 年度中に次期県プランを策定。
- ・市町村計画策定と同時期となることに配慮し、県では、平成 29 年度中から先行して次期県プランの具体的な検討に取り掛かり、市町村計画策定の過程で次期県プランとの整合性が図られるよう、早い時期に骨子・素案等を示す予定。
- ・圏域（保健所）ごとにも、引き続き「地域民間対策アクションプラン」を策定。県プランとの整合性、市町村計画との調整を図りながら、平成 30 年度内に策定する。

自殺対策基本法の一部を改正する法律 概要

参考1

目的規定の改正(第1条)

- 目的規定に「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていること」を追加

基本理念の追加(第2条第1項・第5項)

- 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない
- 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない

国の責務の改正(第3条第3項)	自殺予防週間・自殺対策強化月間(第7条)	関係者の連携協力(第8条)
○ 国による地方公共団体に対する必要な助言その他援助	○ 自殺予防週間(9月10日～9月16日)を設け、啓発活動を広く展開 ○ 自殺対策強化月間(3月)を設け、自殺対策を集中的に展開	○ 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、民間の団体その他の関係者による相互の連携・協力

都道府県自殺対策計画等(第13条)

- 都道府県・市町村は、それぞれ都道府県自殺対策計画・市町村自殺対策計画を定める

都道府県・市町村に対する交付金の交付(第14条)

- 国は、都道府県自殺対策計画・市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県・市町村に対し、交付金を交付

基本的施策の拡充

〔調査研究等の推進・体制の整備〕(第15条)

- ① 自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究・検証及びその成果の活用の推進・先進的な取組に関する情報の収集、整理及び提供
- ② 国・地方公共団体による①の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備

〔人材の確保等〕(第16条)

自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるに当たって、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図る旨の規定を追加

〔心の健康の保持に係る教育・啓発の推進等〕(第17条)

- ① 国民の心の健康の保持に係る施策として「心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保」を規定
- ② 学校は、保護者・地域住民等との連携を図りつつ、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育・啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育・啓発その他児童・生徒等の心の健康の保持に係る教育・啓発を行うよう努める

〔医療提供体制の整備〕(第18条)

自殺のおそれがある者への医療提供に関する施策として、良質かつ適切な精神医療提供体制の整備、精神科医とその地域における心理、保健福祉等に関する専門家、民間団体等との円滑な連携の確保を規定

必要な組織の整備(第25条)

施行期日(附則)

- 政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織を整備

- 平成28年4月1日から施行

自殺対策計画策定の流れ

※市町村自殺対策計画策定の手引（平成29年11月30日厚生労働省社会・援護局長通知）より抜粋

1 意思決定の体制をつくる

1) 行政トップが責任者となる

市町村長又は副市町村長を責任者とする「いのち支える自殺対策推進本部（仮称）」を設置し、行政トップが関わる形で自殺対策を推進する体制を整える。

2) 庁内横断的な体制を整える

「いのち支える自殺対策推進本部（仮称）」には、庁内の関係部局が幅広く参画し、行政全体として自殺対策を推進する体制を整える。

3) 広く住民の参加を得る

計画策定の過程において、地域住民のニーズを把握し、同時に地域住民の理解を醸成するために、パブリックコメントやタウンミーティングを実施する、住民等を加えた検討会を設けるなど、広く住民の参加を得る。

4) 地域ネットワークの参加を得る

計画策定の過程において、自殺対策の地域ネットワークの参画団体等のニーズを把握し、同時に参画団体等の理解を醸成するために、会合等を通じて意見や要望を聞く機会を設けて、広く地域ネットワークの参加を得る。

2 関係者間で認識を共有する

1) 地域の自殺実態を共有する

市町村長を始め、全ての職員が、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」ことを理解し、併せて、当該市町村の自殺実態についての認識を共有する。

2) 自殺対策の理念等を共有する

市町村長を始め、全ての職員が、地域の自殺実態を踏まえてどのように対策を進めるべきか、自殺対策の基本理念や基本方針についての認識を共有する。

3) 自殺対策の目標を共有する

自殺総合対策大綱の「自殺対策の数値目標」にあるとおり、我が国の自殺対策が最終的に目指すのは「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現であること、また当面の目標として国は「平成38年までに自殺死亡率を27年と比べて30%以上減少させる」としていることについて認識を共有する。

3 地域の社会資源を把握する

1) 庁内の関連事業を把握する

計画の策定に当たっては、庁内の関連事業を把握する必要がある。その際、「事業の棚卸し」が有効な手法となる。

2) 地域の様々な活動を把握する

地域の民間団体等が「生きる支援」に関して行っている活動を把握する。その中で自殺対策の視点を加えてもらえる可能性があるものがないか精査する。

4 自殺対策計画を決定する

1) 計画の全体構成を考える

地域の自殺実態を踏まえた計画を策定するための全体構成を考える。その際、「特に重点を置くべき対策は何か」「地域の強み（例えば「住民による地域活動が活発」「関連施策のネットワークが機能的」等）を活かせる対策は何か」といった視点も大切にする。

2) 各事業の担当及び実施時期を明確にする

計画に盛り込む事業については、それぞれの事業の担当（課）を明記する。また、各事業の実施時期も明確にする。

3) 検証可能な指標や目標を定める

検証可能な計画に仕立てるために、計画に盛り込む事業については、可能な限り、評価指標や目標を定めるように努める。